

令和4年度

鎌倉台中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は上記のことを踏まえ、また、本市学校教育努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- 生徒自身が「いじめのない学校づくり」を進めるために主体的に考え、目の前のいじめに気づき、そして自ら行動に移せるよう指導し、生きる力を育ませる。(生徒会活動とのタイアップ)

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」について
 - (1) 構成員
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・学年生活係・養護教諭・スクールカウンセラー・関係教職員・子ども応援委員会コーディネーター
 - (2) 開催回数
原則毎月1回、必要に応じて臨時に開催する。会議の記録を保管する。
 - (3) 役割
ア 年間活動計画の作成 イ 組織的な対応の流れの確立と周知
ウ いじめの相談及び通報窓口 エ 情報収集と記録、情報共有の推進
オ 事実関係の聴取、及びいじめか否かの判断
カ 関係生徒への聴取・指導・支援、対応方針の決定、保護者との連携
キ 重大事態が発生した場合の調査の実施
ク 組織の機能の点検・検証・見直し（PDCAサイクル）
 - (4) 諸会議との関連
ア 職員会議でいじめ防止基本方針の全教職員への周知、共通理解
イ 鎌倉台中ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議で家庭・地域との連携
ウ いじめ等対策委員会・虐待等対応委員会（職員会議後）で情報共有
- ・ 生徒指導部会について
「いじめ等対策委員会」の下部組織として、生徒指導部会を行う。
 - (1) 構成員
校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・学年生活係・養護教諭・スクールカウンセラー
 - (2) 開催回数
原則毎週1回、必要に応じて臨時に開催する。会議の記録を保管する。
 - (3) 役割

- ア 日々の生活における生徒の問題行動や心配生徒の現状についての情報共有
- イ 問題行動や心配生徒に対する指導方針の確認

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識を持つ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り多くとる。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ 教職員一人一人が責任を自覚し、組織的に対応する。
- ・ 人権意識を高め、教職員の言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後等）をできる限り多くとる。
- ・ 「自分たちを見ていてほしい」という生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」等、人権意識に欠けた言葉を使わないよう指導の徹底に努める。

資料活用：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(2) 授業づくり

- ・ 生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により互いの授業を参観しあう機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にしあうようにする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人とのかかわりあいを通して、生徒

が自ら「人と関わることの喜びや大切さに気付き、学ぶ機会を設定する。

- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達の良いさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「環境ウィークでのボランティア活動」「分団会議・分団下校」「体育大会での生徒会種目」
「音楽会」「3年生を送る会」

《各学年での中心となる取組・活動》

- 【1年生】 「校外学習」「福祉体験学習」
- 【2年生】 「稲武野外学習」「職業体験学習」
- 【3年生】 「修学旅行」

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノート（班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート：hyper-QU」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として現れる、「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。

(3) 定期的な無記名式のアンケート調査

- ・ 「無記名式のアンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談（6月・11月）

- ・ いじめの被害者を「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼びかけるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に全生徒に、短時間でスクールカウンセラーとの面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、1学期と2学期に1回ずつ、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒の良い点や気になる点など、学校での様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡していただくよう

に依頼する。

- ・ 地域に対しては、「鎌倉台中ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校へ連絡が入るよう依頼する。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布（4月）

- ・ 年度当初に全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行いいじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
 - ・ 30日を待たず、一週間をめぐりに連絡し概要を報告する
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。

その際、「出欠席の取り扱い」「内心も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するように配慮する。

- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導、又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めると共に、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように、一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状についての理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 なごや子ども応援委員会との連携（緑区拠点校：大高中）

必要に応じて、なごや子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに 問題解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の意識の向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

暴力行為、からかい、暴言

通報・相談を受けた

本人、保護者、第三者

その場で制止・指導

軽視、見て見ぬふりをしない

真摯に傾聴

軽視、後回ししない

「いじめ等対策委員会」へ、迅速・正確に報告

校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭など

◆情報の共有

↓

◆対応策の検討・協議・決定

↓

◆関係生徒に関する情報収集

↓

◆関係生徒等への事情聴取

↓

◆いじめの有無の確認

↓

いじめの認知・判断

重
大
事
態

- ◇病院搬送等応急処置
- ◇教育委員会への一報
- ◇子ども応援委員会との連携
- ◇警察・法務局等への相談通報
(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施
(教務主任・生徒指導主事)

ネ
ッ
ト

- ◇教育委員会への一報→委託業者への相談
- ◇警察・関係機関への相談通報(校長・教頭)
- (以上 校長・教頭)

◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)

◆被害生徒の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)

◆加害生徒への指導・別室指導等の措置(学年主任・生徒指導主事・SC)

◆観衆・傍観者への指導(学年主任・生徒指導主事)

◆状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)

◆客観的な事実(聞き取り内容等)を時系列で正確に記録

◆子ども応援委員会と連携(子ども応援委員会コーディネーター)

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

年間を通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①②	互いを認め合う学級づくり ・学校生活のきまりについて	あったかハート配布	研修1 生徒理解
5	いじめ等対策委員会③	いじめ防止プログラム① ・体験学習実行委員(1年生) ・稲武野外教育実行委員(2年生) ・修学旅行実行委員(3年生)	ハイパーQU① いじめアンケート	研修② 教研式知能検査サポート理解と活用 研修③ ハイパーQU結果の活用
6	いじめ等対策委員会④	環境学習ウィーク トライ&アクション 自殺予防教室① 心のSOS ・体験学習(1年生10・11組) ・修学旅行 ・稲武野外学習	教育相談週間	
7	いじめ等対策委員会⑤ いじめ防①	夏休みの過ごし方	個人懇談週間	
8	地 域 訪 問			研修④ SC講話
9	いじめ等対策委員会⑥	互いを認め合う いじめ防止プログラム② ・体育大会に向けて 体 育 大 会	↑ わかる	↑ 生徒とのふれあいとSCによる希望生徒面談
10	いじめ等対策委員会⑦	いじめ防止プログラム③ ・音楽会に向けて 音 楽 会	↑ わかる ・全員が 活躍できる授業	
11	いじめ等対策委員会⑧	携帯・スマートフォン安全講話 なごやINGキャンペーン	↓	

12	いじめ等対策委員会⑨ いじめ防	↑ 事案発生時・いじめ等対策委員会の随時開催 ↓	人権週間		↑ 生徒とのふれあいとSCによる希望生徒面談 ↓		
			自殺予防教室② ストレスマネジメント	わかる授業・全員が参加活躍できる授業 ↓		個人懇談週間	
1	いじめ等対策委員会⑩		互いを認め合う学級づくり ・体験学習に向けて				
2	いじめ等対策委員会⑪		・体験学習 (1年生10・11組) ・職業体験学習 (2年生)				研修⑤ 小学校授業見学
3	いじめ等対策委員会⑫		春休みの過ごし方				

☆ その他の通年活動

- 朝のあいさつ運動
- 人権教育の推進
- 市教育委員会作成「いじめ防止プログラム」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」を参考にした指導